

○浜田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

平成21年6月4日規則第29号

**改正** 平成24年2月24日規則第1号

平成27年12月10日規則第46号

平成28年3月23日規則第1号

平成28年3月31日規則第16号

平成30年3月30日規則第22号

(趣旨)

**第1条** 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の施行については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項の登録住宅性能評価機関をいう。
- (2) 設計住宅性能評価書 住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。
- (3) 住宅型式性能認定 住宅品質確保法第31条第1項の住宅型式性能認定をいう。
- (4) 認証型式住宅部分等 住宅品質確保法第40条第1項の認証型式住宅部分等をいう。
- (5) 特別評価方法認定 住宅品質確保法第58条第1項の特別評価方法認定をいう。

(平27規則46・平30規則22・一部改正)

(認定の申請)

**第3条** 法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画（以下「計画」という。）の認定又は法第8条第1項の規定による認定を受けた計画の変更の認定（以下これらを「認定」という。）を申請しようとする者は、申請書の正本1通及び副本1通に、省令第2条第1項又は省令第8条に規定する図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をしようとする者は、前項の図書のほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認の申請書の正本1通及び副本1通（同法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要する建築物にあつては、正本1通及び副本2通）を市長に提出しなければならない。

（平27規則46・平28規則16・一部改正）

（登録住宅性能評価機関の技術的審査等）

**第4条** 認定の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、当該申請に係る計画が次に掲げる基準に適合するかどうかについて、登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けることができる。

- (1) 法第6条第1項第1号に規定する住宅の構造及び設備に関する基準
- (2) 法第6条第1項第2号に規定する住宅の規模に関する基準
- (3) 法第6条第1項第3号に規定する居住環境の維持及び向上に関する基準
- (4) 法第6条第1項第4号イ及びロ又は同項第5号イに規定する維持保全の方法に関する基準
- (5) 法第6条第1項第4号ハ又は同項第5号ロに規定する資金計画に関する基準

- 2 認定の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、第1項第1号に掲げる基準のうち、必要とされる住宅品質確保法第3条の2の規定に基づく評価方法基準への適合性について、登録住宅性能評価機関による住宅性能評価を受けることができる。

（平27規則46・平30規則22・一部改正）

（添付図書）

**第5条** 省令第2条第1項の市長が必要と認める図書は、次の表の（ア）欄の区分に応じ、それぞれ同表の（イ）欄に定めるものとする。

区分	（ア）	（イ）
(1)	第4条第1項の規定により登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合	当該技術的審査を行った登録住宅性能評価機関が第4条第1項各号の基準の全てに適合している旨を証するために交付する適合証の写し
(2)	第4条第2項の規定により登録住宅性能評価機関による住宅	設計住宅性能評価書の写し

	性能評価を受け設計住宅性能評価書の交付を受けた場合	
(3)	住宅型式性能認定を受けた型式の住宅又は住宅の部分を含む住宅である場合	住宅型式性能認定書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「住宅品質確保法施行規則」という。以下同じ。）第41条第1項の住宅型式性能認定書をいう。）の写し
(4)	住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅である場合	型式住宅部分等製造者認証書（住宅品質確保法施行規則第45条第1項の型式住宅部分等製造者認証書をいう。以下同じ。）の写し
(5)	第6条各号のいずれかに該当する場合	当該各号に適合することが確認できる書類
(6)	長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号。以下「長期使用構造基準」という。）第3に規定する長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている住宅である場合	特別評価方法認定のための審査に係る各試験等の結果の証明書又は長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書
(7)	新築し、又は増築しようとする申請住宅	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3の表2の(1)の項（ろ）の欄に掲げる基礎・地盤説明書及び評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の4の4—1(2)の専用配管のうち、ガス管に係るものを除く専用配管の配管経路図。

		ただし、増築しようとする住宅は既存部分を除く。
(8)	新築時に認定を受けた住宅に増築し、又は改築しようとする住宅で、長期使用構造基準の増改築基準により申請する場合	新築時の認定の取消通知書の写し

2 省令第2条第3項の市長が不要と認める図書は、次の表の（ア）欄の区分に応じ、それぞれ同表の（イ）欄に定めるものとする。

区分	（ア）	（イ）
(1)	第4条第1項の規定により登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた住宅に係る申請であって、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証の写しを添付した場合	各種計算書（構造計算の概要を記載した図書を除く。）
(2)	第4条第2項の規定により登録住宅性能評価機関による住宅性能評価を受け設計住宅性能評価書の交付を受けた住宅に係る申請であって、当該設計住宅性能評価書の写しを添付した場合	各種計算書（構造計算の概要を記載した図書を除く。）
(3)	住宅型式性能認定を受けた型式の住宅又は住宅の部分を含む住宅に係る申請であって、住宅型式性能認定書の写しを添付した場合	当該住宅型式性能認定書において明示することを要しない事項として指定されたもの
(4)	住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る申請であって、型式住宅部分等製造者認証書の写しを添付した場合	当該型式住宅部分等製造者認証書において明示することを要しない事項として指定されたもの

（平27規則46・平28規則16・平30規則22・一部改正）

(居住環境の維持及び向上に関する基準)

**第6条** 法第6条第1項第3号に規定する居住環境の維持及び向上に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 計画の認定の申請に係る住宅（以下「申請住宅」という。）が、次に掲げる計画の区域内にある場合は、その計画に適合するものであること。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項各号に規定する地区計画等

イ 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画

(2) 申請住宅が、次に掲げる協定の区域内にある場合は、その協定に適合するものであること。

ア 建築基準法第69条に規定する建築協定

イ 景観法第81条第1項に規定する景観協定

ウ ふるさと島根の景観づくり条例（平成3年島根県条例第34号）第27条に規定する景観形成住民協定、第28条に規定する特定事業者景観形成協定又は第29条に規定する特定建築物景観保全協定

(3) 申請住宅が、次に掲げる区域内にあるものでないこと。ただし、市長が長期にわたって存続できると認めるときは、この限りでない。

ア 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域

イ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域

(申請の取下げ)

**第7条** 認定の申請をした者が、当該認定を受ける前にその申請を取り下げようとするときは、取下げ届（様式第1号）の正本1通及び副本1通を市長に提出しなければならない。

(建築等の取りやめ)

**第8条** 計画の認定を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）が認定に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめようとするときは、取りやめ届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 新築時に認定を受けた住宅に増築し、又は改築しようとする住宅で、その住宅が長期使用構造基準の新築基準に適合しなくなった場合は、取りやめ届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 前2項の届には、正本1通及び副本1通に、認定通知書及び認定申請書の副本並びにその添付図書を添えるものとする。

(平28規則16・一部改正)

(認定しない旨の通知)

**第9条** 市長は、認定の申請に係る計画が認定基準に適合しないときは、認定しない旨の通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（承認しない旨の通知）

**第10条** 市長は、法第10条の規定による地位の承継の承認の申請を承認しないときは、承認しない旨の通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（設計変更）

**第11条** 認定計画実施者は、当該認定を受けた計画の変更（法第8条第1項の規定により計画の変更の認定の申請を要するものを除く。）をしようとするときは、設計変更届（様式第5号）の正本1通及び副本1通に、当該変更に係る必要な図書を添えて市長に提出しなければならない。

（平30規則22・追加）

（報告の徴収）

**第12条** 認定計画実施者は、申請住宅の建築工事が完了したときは、計画に従って建築工事が行われた旨の建築士の確認を受け、速やかに工事完了報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 認定計画実施者は、法第12条の規定により市長から認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況について報告を求められたときは、認定長期優良住宅状況報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（平30規則22・旧第11条繰下・一部改正）

（改善の命令）

**第13条** 市長は、法第13条の規定による改善の命令をするときは、改善命令書（様式第8号）により行うものとする。

（平30規則22・旧第12条繰下・一部改正）

（認定の取消し）

**第14条** 市長は、法第14条第1項の規定により計画の認定を取り消すときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める様式により通知するものとする。

(1) 法第14条第1項第1号の場合 認定取消通知書（様式第~~8~~9号）

(2) 法第14条第1項第2号の場合 認定取消通知書（様式第~~9~~10号）

（平30規則22・旧第13条繰下・一部改正）

（認定等の証明）

**第15条** 認定計画実施者は、認定を受けた旨の証明が必要なときは、証明願

(様式第11号)の正本1通及び副本1通を提出し、証明を受けることができる。

- 2 認定計画実施者は、地位の承継について承認を受けた旨の証明が必要なときは、証明願(様式第12号)の正本1通及び副本1通を提出し、証明を受けることができる。

(平30規則22・追加)

(その他)

**第16条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平30規則22・旧第14条繰下・一部改正)

#### **附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成24年2月24日規則第1号)

この規則は、平成24年3月1日から施行する。

**附 則**(平成27年12月10日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成28年3月23日規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**(平成28年3月31日規則第16号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**(平成30年3月30日規則第22号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

浜田市長 様

届出者 住 所  
氏 名



取 下 げ 届

次の認定の申請を取り下げるので、浜田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第7条の規定により届け出ます。

1 申請年月日

年 月 日

2 確認の特例の有無(法第6条第2項に基づく申出)

有 無

3 申請に係る住宅の位置

4 取下げ理由

※ 受 付 欄			
※ 備 考		※ 処 理 欄	

(注意)

- ※印欄は記入しないでください。
- 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。



様式第2号(第8条関係)

年 月 日

浜田市長 様

届出者 住所  
氏名



取りやめ届

認定長期優良住宅建築等計画に基づく次の住宅の建築工事又は維持保全を取りやめたいので、浜田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第8条の規定により届け出ます。

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 確認の特例の有無(法第6条第2項に基づく申出)  
有 無 (確認年月日・番号 )
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 認定計画実施者の氏名
- 6 取りやめ理由
- 7 添付書類
  - (1) 認定通知書
  - (2) 認定申請書の副本及びその添付図書

※ 受付欄			
※ 備考		※ 処理欄	

(注意)

- 1 ※印欄は記入しないでください。
- 2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第3号(第9条関係)

指 令 番 号

年 月 日

様

浜田市長



認定しない旨の通知書

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、次の理由により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による認定をしないこととしたので通知します。

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 理由

教示

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、浜田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、浜田市を被告として(訴訟において浜田市を代表する者は浜田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前項の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

指 令 番 号

年 月 日

様

浜田市長



承認しない旨の通知書

別添の承認の申請は、次の理由により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による承認をしないこととしたので、通知します。

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 理由

教示

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、浜田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、浜田市を被告として(訴訟において浜田市を代表する者は浜田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前項の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号(第11条関係)

年 月 日

浜田市長 様

届出者 住 所  
氏 名



設計変更届

認定長期優良住宅建築等計画について、計画の変更をしたいので、浜田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第11条の規定により届け出ます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 届出に係る住宅の位置
- 4 変更の概要  
(旧)  
  
(新)

※受付欄	※決裁欄	※処理欄

(注意)

- 1 ※印欄は記入しないでください。
- 2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

年 月 日

浜田市長 様

報告者 住所  
氏名



工事完了報告書

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了しましたので、浜田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第12条第1項の規定により次のとおり報告します。

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 確認の特例の有無(法第6条第2項に基づく申出)  
有 無 (確認年月日・番号 )
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 認定計画実施者の氏名
- 6 認定長期優良住宅建築等計画に基づき、住宅の建築が完了したことを確認した建築士等  
【資格】( )建築士( )登録第 号  
【住所】  
【氏名】  
【建築士事務所名】( )建築士事務所( )知事登録第 号  
【所在地】
- 7 建築確認済証の交付  
有 無 (確認年月日・番号 )

※ 受付欄			※ 処理欄	
----------	--	--	----------	--

(注意)

- 1 ※印欄は記入しないでください。
- 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 工事監理報告書又は建設住宅性能評価書等の写しを添付してください。

様式第7号(第12条関係)

年 月 日

浜田市長 様

報告者 住 所  
氏 名



認定長期優良住宅状況報告書

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により、報告の求めのあった認定長期優良住宅建築等計画に基づく次の住宅の建築工事又は維持保全の状況について、浜田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第12条第2項の規定により次のとおり報告します。

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 認定計画実施者の氏名
- 5 建築又は維持保全の内容

※ 受付欄			※ 処理欄	
----------	--	--	----------	--

(注意)

- 1 ※印欄は記入しないでください。
- 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

指 令 番 号

年 月 日

様

浜田市長



改 善 命 令 書

次の認定長期優良住宅建築等計画について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条第 項の規定により改善に必要な措置を命じます。

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 命ずる措置
- 6 改善の期限

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、浜田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、浜田市を被告として(訴訟において浜田市を代表する者は浜田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前項の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号(第14条関係)

指 令 番 号

年 月 日

様

浜田市長



認 定 取 消 通 知 書

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、次の認定長期優良住宅建築等計画について、その認定を取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 理由

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、浜田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、浜田市を被告として(訴訟において浜田市を代表する者は浜田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前項の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



様式第10号(第14条関係)

指 令 番 号  
年 月 日

様

浜田市長



認 定 取 消 通 知 書

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、申し出のあった次の認定長期優良住宅建築等計画について、その認定を取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 理由

様式第11号(第15条関係)

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所  
氏名



証明願

浜田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画について、認定済みであることを証明願います。

記

- 1 認定申請者氏名
- 2 認定の申請年月日  
年 月 日
- 3 認定申請者の住所
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 認定に係る住宅の構造
- 6 長期優良住宅建築等計画の認定番号  
第 号
- 7 長期優良住宅建築等計画の認定年月日  
年 月 日
- 8 工事種別
- 9 確認の特例の有無(法第6条第2項に基づく申出)  
有 無 (確認年月日・番号 )

---

上記のとおり相違ないことを証明する。

第 号  
年 月 日

浜田市長



様式第12号(第15条関係)

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住 所  
氏 名

印

証明願

浜田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による地位の承継について、承認済みであることを証明願います。

記

- 承認申請者氏名
- 承認の申請年月日  
年 月 日
- 承認申請者の住所
- 長期優良住宅建築等計画の認定番号  
第 号
- 認定に係る住宅の位置
- 工事種別
- 承認年月日  
年 月 日

---

上記のとおり相違ないことを証明する。

第 号  
年 月 日

浜田市長

印